

# 意匠法第 24 条第 2 項による 意匠の類否判断の現況

— 審判決例の分析からみえた需要者認定と観察視点の解像度 —

令和 6 年度意匠委員会 第 1 部会 副委員長 森 有希、笹野 拓馬

## 要 約

本稿は、意匠法第 24 条第 2 項の規定に基づく意匠の類否判断において考慮される「需要者（判断主体）の認定」および「需要者の観察視点」が、近年の審判決例において、どのように検討されているかを分析するとともに、特許庁と裁判所の判断傾向の相違を検証したものである<sup>(1)</sup>。

分析の結果、裁判所では、「需要者」を具体的に認定するとともに、物品の性質等を踏まえて「需要者の観察視点」を定め、これに基づき類否判断が行われる傾向が確認された。

これに対し、特許庁では、需要者像や観察視点が具体的に明示されないまま類否判断が行われた事例もみられ、こうした認定の「解像度」の違いが、類否判断の結論に差異をもたらしているとも考えられる。

これを踏まえ本稿では、実務上の留意点について触れつつ、中長期的な課題として、同条項の趣旨（類否判断の明確化）に照らした類否判断のあり方について、さらなる検討の必要性を示唆するものである。

## 目次

1. はじめに
2. 審決・裁判例の分析
  2. 1 分析対象とした審決・裁判例
  2. 2 分析における着眼点
3. 分析結果と考察
  3. 1 【論点 1】 「需要者」の認定について
    - (1) 分析結果
    - (2) 考察
  3. 2 【論点 2】 需要者の観察視点を定める上での考慮要素について
    - (1) 分析結果
    - (2) 考察
  3. 3 【論点 3】 特許庁と裁判所の判断傾向の相違について
    - (1) 検討対象とした審決取消訴訟の概要
    - (2) 「需要者の認定」についての対比
    - (3) 「需要者の観察視点を定める際の考慮要素」についての対比
    - (4) 上記の相違が生じた要因の分析
4. 実務上の指針
  - (1) 出願時
  - (2) 中間対応、審判段階
  - (3) 裁判段階
  - (4) 鑑定時
5. 終わりに

## 1. はじめに

意匠法第 24 条第 2 項は、平成 18 年の意匠法一部改正において、「意匠の類否判断の明確化」のために導入された規定であり、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似しているか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美

感に基づいて行う」旨を定めている。

また、同条項に基づく類否判断に関し、近年の裁判例では、次のような考え方が示されている。

「意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にはない新規な部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹き付ける部分について要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。」<sup>(2)</sup>

しかしながら、判断主体となる「需要者」が具体的にいかなる者を指すのか、また「需要者の観察視点（視覚を通じて）」をどのように捉えるべきかについて、必ずしも明確な判断基準が確立しているとはいえない。

そこで本稿では、同規定の施行後に蓄積された審判決例のうち、高裁判断が示された事例を抽出し、同条項に基づく類否判断の現況について分析を行う。

## 2. 審決・裁判例の分析

### 2.1 分析対象とした審決・裁判例

対象とした審決・裁判例は下記のとおりである。

#### i) 行政訴訟（審決取消訴訟）<sup>(3)</sup>

	事件番号	原審	意匠に係る物品
①	平成25年（行ケ）10287	不服2012-22544号	携帯電話機
②	平成25年（行ケ）10281	不服2011-3126号	人工歯
③	平成26年（行ケ）10163	不服2013-14651号	携帯情報端末
④	平成28年（行ケ）10121	不服2015-15459号	吸入器
⑤	平成28年（行ケ）10153	無効2014-880018号	バケツ
⑥	平成30年（行ケ）10152	不服2017-18949号	電気歯ブラシ本体
⑦	令和3年（行ケ）10067	不服2020-11187号	インジェクターカートリッジ
⑧	令和5年（行ケ）10001	無効2022-880005号	収納容器
⑨	令和5年（行ケ）10066	無効2022-880001号	瓦
⑩	令和4年（行ケ）10133	無効2021-880013号	一組の自動車用フロアマット

#### ii) 民事訴訟

	事件番号	原審	意匠に係る物品
⑪	東京高裁平成9年（ネ）404	東京地裁平成5年（ワ）3966号	自走式クレーン
⑫	大阪高裁平成25年（ネ）1136	大阪地裁平成24年（ワ）4224号	遊技台の台間仕切り板
⑬	大阪高裁平成25年（ネ）569	大阪地裁平成23年（ワ）第529号	放電ランプ
⑭	大阪高裁平成27年（ネ）3325	大阪地裁平成26年（ワ）第11557号	ロッカー用ダイヤル錠付き把手
⑮	大阪高裁平成29年（ネ）812	大阪地裁平成28年（ワ）第675号	靴底
⑯	大阪高裁平成29年（ネ）1627	大阪地裁平成28年（ワ）第7185号	植木鉢
⑰	知財高裁平成31年（ネ）10004	東京地裁平成29年（ワ）第40178号	アイマスク
⑱	大阪高裁平成30年（ネ）2523	大阪地裁平成28年（ワ）第12791号	検査用照明器具
⑲	大阪高裁令和2年（ネ）211	大阪地裁平成29年（ワ）第5108号	トレーニング機器
⑳	大阪高裁令和元年（ネ）2739	大阪地裁平成30年（ワ）第2439号	食品包装用容器
㉑	知財高裁令和2年（ネ）10053	東京地裁令和元年（ワ）第16017号	自動精算機
㉒	大阪高裁令和2年（ネ）1492	大阪地裁平成30年（ワ）第6029号	データ記憶機
㉓	知財高裁令和3年（ネ）10075	東京地裁令和2年（ワ）第14629号	ヘアキャッチャー
㉔	大阪高裁令和3年（ネ）2663	大阪地裁令和2年（ワ）第10386号	送風機付き照明器具

## 2. 2 分析における着眼点

主に下記の3つの論点に着目して分析・検討を行った。なお「公知意匠の参酌（すなわち、公知意匠にはない新規な部分の存否等の参酌）」については、本稿では積極的に取り上げていない。

【論点1】類否判断主体となる「需要者」の認定はどのようになされているか

【論点2】（要部認定における）「需要者の観察視点」を定める上で、いかなる考慮要素があるか

【論点3】特許庁と裁判所の判断傾向の異同

## 3. 分析結果と考察

### 3. 1 【論点1】「需要者」の認定について

#### (1) 分析結果

論点1については、概ね次のような判断傾向が認められた。

##### 1) 需要者の具体的認定の有無

大別すると、単に「需要者」「看者」「一般消費者」等とするのみで、需要者がどのような者であるかについて具体的な認定を行っていないケースと、需要者を具体的に認定しているケースとに分かれる。

前者の例としては、上記⑤「バケツ」事件、⑮「靴底」事件、⑳「ヘアキャッチャー」事件等が挙げられ、需要者の認定は、「一般消費者」「需要者」「個人消費者」といった抽象的・包括的な表現にとどまっている。

これに対し、後者の例としては下記2)のとおり、製品の取引や使用の実態を踏まえつつ、需要者の属性が具体的に認定された事例が存在する。

##### 2) 需要者の具体的な認定内容

需要者を具体的に認定しているケースにおいては、その認定内容は、対象となる物品の分野に応じて多岐にわたっている。具体的には、次のような例が挙げられる。

- ・快適な睡眠に関心を持つ消費者（⑰「アイマスク」事件）
- ・「腹部の筋肉等を引き締める」目的でトレーニング機器を使用しようとする一般消費者（⑲「トレーニング機器」事件）
- ・パチンコ店の事業者（⑫「遊技台の台間仕切り板」事件）
- ・ロッカーを購入して設置する者（⑭「ロッカー用ダイヤル錠付き把手」事件）
- ・電動歯ブラシを使用する一般需要者（⑥「電気歯ブラシ本体」事件）
- ・歯科医等（②「人工歯」事件）
- ・製造者（⑱「検査用照明器具」事件）

これらの例からは、製品等の購入者である一般消費者や事業者に限らず、当該製品を専門的見地から選択または評価する者（歯科医等）が需要者として認定される場合があることがうかがわれる。

また、一般消費財であっても、例えば健康器具のように特定の用途に供される場合や、趣味嗜好性が認められる場合には、需要者が特定の属性または関心を有する層に絞られる傾向が認められる。

##### 3) 需要者の数

需要者として、単数の者が認定される事例と、複数の者が認定される事例とが確認される。

取引に専門家が介在する分野では、エンドユーザーと専門家のいずれか一方、または双方が需要者として認定される例がみられる。例えば、⑨「瓦」事件では「屋根工事を行う建設業者等や屋根工事の施主」が需要者として認定されている一方、②「人工歯」事件では、エンドユーザーは患者であると考えられるにもかかわらず、「歯科医等」のみが需要者として認定されている。

また、複数の需要者が想定され得る事案においては、特許庁と裁判所とで需要者の認定が異なる例も確認された（この点については論点3として後述する）。

#### 4) 複数の需要者を認定した場合における「中心的な需要者」

複数の需要者を認定した上で、「中心的な需要者」に言及し、実質的に需要者間に軽重が付されていると考えられるケースも存在する。

⑨「瓦」事件では、特許庁および知財高裁のいずれも「屋根工事を行う建設業者等や屋根工事の施主」を需要者として認定しているが、知財高裁はさらに「所有者等となる施主が中心的な需要者である」と判断し、施主の観察視点を重視して類否判断を行っている。

### (2) 考察

#### i) 上記 1) (需要者の具体的認定等) について

一般消費財の分野（いわゆる B to C 製品）では、需要者層が具体的に認定されていないケースが多くみられる。一方、建築用品や医療用品のように、取引に専門家が介在する分野（いわゆる B to B 製品や、B to B to C 製品）では、需要者が具体的に絞り込まれて認定される傾向にある。

もっとも、一般消費財であっても、物品の用途や性質に基づき、具体的な需要者層を絞り込める場合には、類否判断においても当該需要者層が前提とされていると考えられるケースがみられる。

いずれの審判決においても、現実の取引態様を想定または特定した上で、それに関与する者を需要者として認定する傾向がみられるが、その需要者像は必ずしも一律ではなく、個別具体的な取引実態に応じて検討・認定されているのが実情であるといえる。

なお、製品分野について一定の知識を有する「情報に通じた使用者」<sup>(4)</sup>のような仮想的需要者像を一律の判断主体として設定し、その観察視点から類否判断を行ったと考えられる事案は認められなかった。

すなわち、需要者は実際の取引実態に即して具体的に認定されており、このような判断手法の下では、需要者の認定のあり方自体が、その後の類否判断の結論を左右しやすく、判断結果の予測性が低くなり得るとも考えられる。

#### ii) 上記 2) (需要者の数、中心的な需要者) について

複数の者が取引に関与する場合、双方が需要者と認定されるケースもあれば、いずれか一方のみが需要者と認定されるケースもある。また、特許庁と裁判所とで需要者の認定が異なったり、裁判所において一部の需要者が「中心的な需要者」と位置付けられたりする例もみられる。

これらの事例を踏まえると、取引対象となる製品等の意匠的価値を判断し得る立場にあり、かつ選択権を有する者が需要者として認定される傾向があるとも考えられるが、その認定基準や認定プロセスは必ずしも明確ではなく、判断にはばらつきがみられる。

#### iii) 小括

同じ意匠を観察しても、需要者の属性や経験値によって注目される部分に差異が生じ得ることから、需要者の認定いかんにより、類否判断の結論にも差異が生じる可能性がある。また、その結果、類否判断の結論がかえって予測困難となるおそれもある。

意匠法第 24 条第 2 項の改正趣旨である「類否判断の明確化」を実質化するためには、需要者とはいかなる者を指すのかについて、さらなる検討の機会を設け、同趣旨に即した判断が可能となるよう、指針を整理する必要があるとも考えられる。

### 3. 2 【論点 2】 需要者の観察視点を定める上での考慮要素について

#### (1) 分析結果

上記審判決例では、要部認定において「需要者の観察視点」を定めるにあたり、下記の各要素が考慮されていた。

##### 1) 使用時に（全く／ほとんど）見えなくなる部分

製品等の選択購入時や流通時には視認可能であるものの、使用時には見えなくなる部分は、需要者の観察視点を定める上で、相対的に低く評価される傾向がみられる。

⑨「瓦」事件において、知財高裁は、施主が中心的な需要者であると認定した上で、瓦の施工後に看取できなく

なる裏面や側面（屋根や他の瓦との係合部分）は、類否判断に及ぼす影響が（瓦の表側に比して）相対的に小さいと評価している。

▼意匠登録第 1697530 号「瓦」

前方から見た斜視図



平面図

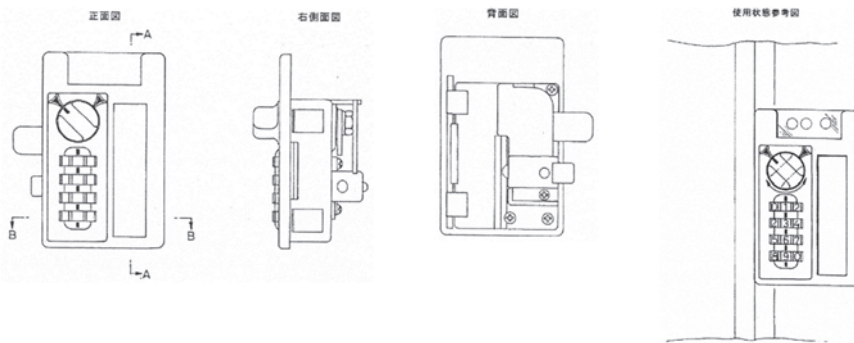


底面図



同様に、⑭「ロッカー用ダイヤル錠付き把手」事件においても、ロッカーへの取り付け後に見えなくなる側面や背面については、需要者が関心を持つ部分とは認められず、正面視での形状が重視されている。

▼意匠登録第 1065351 号「ロッカー用ダイヤル錠付き把手」



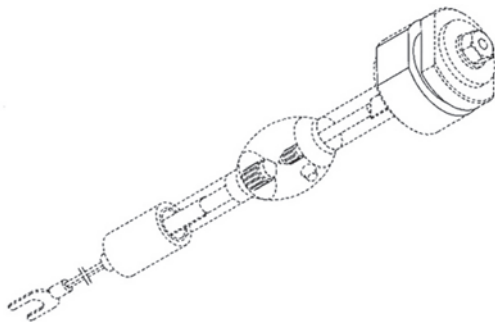
これに対し、⑬「放電ランプ」事件においては、ランプホルダーへの取り付け後には見えなくなるランプホルダーへの取付部分について、「最後にランプホルダーに当接する第 1 胴部下面は、物品の使用態様上重要な機能を果たす部分であるから、その形状についても、需要者の注意を惹く要部と認めるのが相当である」と判示されている（大阪高裁）。

当該判示において需要者についての具体的な言及はないものの、「放電ランプを自ら取り付ける者」を需要者とみなしているものと解される。

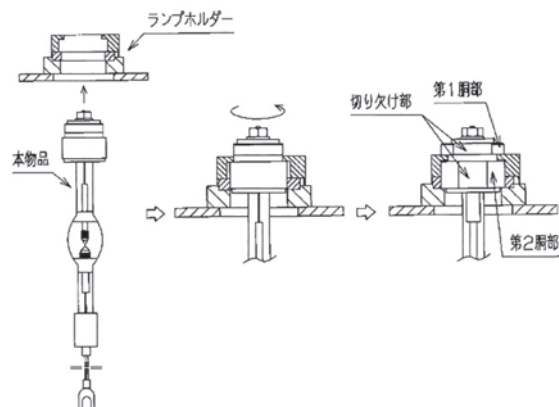
なお、本件は部分意匠であり、ランプホルダー取付部分が登録対象部分となっている。

▼意匠登録第 1325923 号「放電ランプ」

正面・底面・右側面側からの斜視図



使用状態を示す参考図



## 2) 使用時に見えづらくなる部分

使用時に完全には見えなくなるものの、設置状態等により、他の部位よりも見えにくくなる部分を有する意匠としては、⑳「データ記憶機」事件が挙げられる。

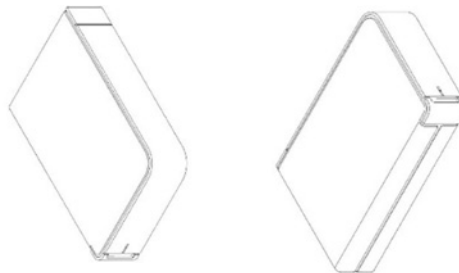
同事件においては、下記のとおり、データ記憶機（外付けハードディスク）の設置・使用態様（テレビ又はパソコンの付属機器としてケーブル接続して使用すること）を具体的に想定した上で、設置状態において通常視認しやすい部分と、見えにくくなる部分とを区別し、後者については、需要者の注意を惹く程度が相対的に弱い旨が判示されている。

「需要者は、データ記憶機の購入者・使用者であるが、データ記憶機は、単体で持ち歩くものでもなく、テレビやパソコンの付属機器として、ケーブルで接続して使用するものであるから、これを購入するに当たっては、そのような設置状況を専ら念頭に置いて製品の選択をすることになるとみるべきである。そうすると、需要者としては、使用する場合のデータ記憶機の置き方を想定して購入するのであるから、（中略）、需要者の注意を惹く程度については、縦置き・横置き両場合の正面に加え、縦置きの場合の平面並びに平面及び正面を斜め方向から視認する場合の左右の側面がより強く、横置きの場合に上面となる側の側面並びに正面及び上記側面を斜め方向から視認する場合の平面はこれらよりやや弱いものとするのが相当である。」（知財高裁）

### ▼意匠登録第 1409214 号「データ記憶機」

参考斜視図 1

参考斜視図 4



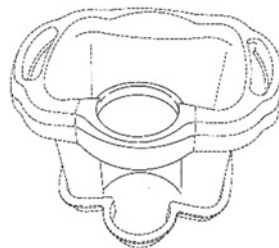
## 3) 観察する角度

需要者が製品等をどの方向から観察するかという観察角度も、需要者の観察視点を定める上で重要な考慮要素とされている。

⑯「植木鉢」事件において、知財高裁は「需要者である学童あるいは初等教育機関の教員が、植木鉢の背面の斜め上から見るのが通常である（本件意匠にかかる植木鉢は、給水ボトル保持部の円形孔部にペットボトルを挿入して使用し、ペットボトル内の水分量に注目して使用するのが通常である。）」と認定している。

### ▼意匠登録第 1244149 号「植木鉢」

参考斜視図



㉑「送風機付き照明器具」事件においては、下記判示のように、観察する角度や距離に加えて、照明器具の設置空間や、器具の可動状態、販売時の状況、取付方法等についても具体的に想定した上で、設置状態において視認可能な部分を重視すべきであると評価されている。

「天井に設置されるからといって、使用者は、これを常に真下から視認するわけではない。すなわち、当該物品

が一定の広がりをもつ空間に設置されることが前提となっている以上、例えば当該空間の端部からは、当該物品を斜め下方から見上げる形となる。また、円筒状中空本体が可動のものとして構成されていることから、その角度調節のいかんによっては、真下からであっても円筒状中空本体の側面部が視認可能となり、いわんや斜め下方から視認した場合、円筒状中空本体の側面部及び支柱体の視認はより容易になる」(大阪地裁)

▼意匠登録第1650627号「送風機付き照明器具」



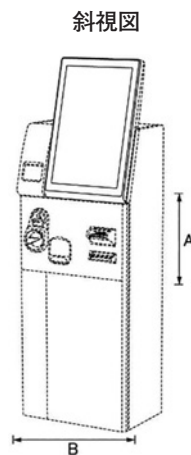
4) 需要者と対象物との距離

需要者が製品等を観察する際の距離も、考慮要素の一つとされている。

⑫「自動精算機」事件では、需要者が遠方から接近する動線を想定した上で、斜視や側面視による美感が重視されている。

また、⑨「瓦」事件では、施工後に地上から観察するという距離感も考慮要素とした評価がなされている。

▼意匠登録第1556717号「自動精算機」



5) 需要者と使用者が異なる場合における、使用者の観察視点

需要者(購入者・施工者)と使用者が異なる場合、使用者の観察視点が考慮要素の一つとなる場合がある。

⑬「遊技台の台間仕切り板」事件では、需要者は「パチンコ店事業者」と認定しつつも、「遊技者の操作性に関する印象が、需要者の美感評価に影響する」と判断されている。

また、⑭「ロッカー用ダイヤル錠付き把手」事件でも、設置者が使用者の使いやすさを考慮して選択することで、使用者の立場に立った観察視点が考慮要素とされている。

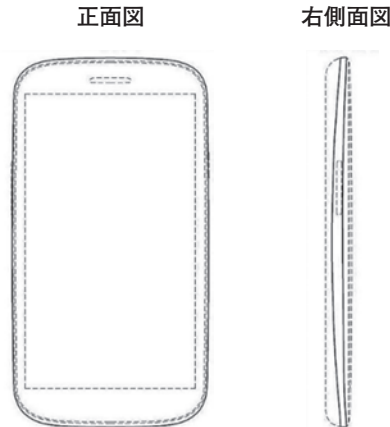
6) 部分意匠における判断

部分意匠については、観察視点を定めるにあたり、登録対象部分に焦点を当てて検討したと考えられる事例がある一方で、必ずしもそうとはいえない事例(すなわち、物品全体を基準に検討したとも考えられる事例)も併存している。

上記⑬「放電ランプ」事件では、登録対象部分(ランプホルダーへの取付部)と需要者の注目する部分が一致していることから、登録対象部分に焦点を当て、需要者の観察視点が定められたものと考え得る。

一方、③「携帯情報端末」事件は、いわゆるスマートフォンのベゼル部分を登録対象部分としたものであるが、ベゼル部分のみを注視するような観察視点は採用されず、登録対象部分に即した判断がなされたとは考えにくい。

## ▼意願 2012-15986 号



## 7) 物品の機能を果たすための部分

物品の機能を果たすための部分であっても、需要者が、そうした部分に注意を払うと評価される場合には、需要者の観察視点を定める上での考慮要素とされている。

④「吸入器」事件では、医療関係者および患者を需要者と認定した上で、これらの需要者は、機能的観点から形状に注意を払うとされている。

また、上述のとおり⑬「放電ランプ」事件でも、使用態様上重要な機能を果たす部分が要部として評価されている。

## (2) 考察

以上の分析から、意匠法第 24 条第 2 項の「需要者の視覚を通じて起こさせる美感」の判断については、「使用時の見え方」に重きをおいた判断がなされているものと考えられる。具体的には、以下のとおりである。

## i) 上記 1)、2) (使用時に見えなくなる部分／見えづらくなる部分) について

流通時や、設置・施工時等に意匠の全体を見ることができたとしても、使用時に需要者（使用者）から見えない部分や、見えにくくなる部分は「需要者の視点」を定める上で考慮されにくい傾向にあると考えられる。特に、一般消費者が需要者となる物品において、このような傾向が強く認められる。

ただし、例えば「データ記憶機」については、その大きさや形状を踏まえると、需要者は全体形状を見て製品を識別、選択する可能性も否定できず、また、使用時において、機器の全体が露出する状態で設置される可能性も皆無とはいえない。したがって、特定の設置方法を前提として、見えにくくなる部分を想定し、類否判断においてこれを軽視することの妥当性については、一定の疑問が残る。

また、「吸入器」や「放電ランプ」のように、専ら機能的用途を有する産業用物品では、その機能を評価する者が需要者と認定される場合がある。このような場合には、最終的な使用形態においてエンドユーザーからは見えづらい部分であっても、専門家である需要者が取扱いの過程で観察する部分であれば、需要者の観察視点を定める上で重視され得る。

これらの事例では、判断の対象となる意匠と、その意匠的価値を評価する者との関係性を踏まえて判断されている点において、実際の需要者の観察態様との整合性が高く、妥当な判断であると思われる。

## ii) 上記 3)、4) (観察角度、距離) について

需要者の観察視点は、現実の使用状態に即して判断されており、需要者が製品等を使用する場面を具体的に想定しつつ、対象製品等を観察する角度や、観察対象との距離、製品等を設置する空間等も考慮要素とされている。

願書添付図面に「正面図」、「背面図」等として表された形状に基づきそのまま判断するのではなく、現実の使用

状態における見え方を前提として判断される傾向にある。

iii) 上記5) (需要者と使用者が異なる場合) について

購入者や設置者と、使用者が異なる場合は、使用者の観察視点が考慮されることがある。

購入者は通常、使用者の観察視点も考慮して選択すると考えられることから、使用者の視点も踏まえて類否判断を行うことは、意匠法第24条第2項の趣旨に反するものではないと思われる。

ただし、例えば「瓦」の係合部分（裏面）のように、施工時には視認されるが、施工後には見えなくなる部分など、一部の需要者のみが着目し得る部分を、どのように評価すべきかについては、さらなる検討、議論の余地があるというべきである。

特に、このような部分が、登録対象部分となっている場合（部分意匠の場合）の考え方について、一定の基準が示されれば、出願実務上も役立つものといえる。

iv) 小括

総じて、需要者の観察視点は、使用時点の観察方法を中心に判断されているものと考えられる（選択購入時に使用方法を想定する場合を含む）。

また、物品の性質や登録対象部分によっては、設置・施工作業時の観察方法が考慮されることもある（例：⑬放電ランプ事件）。

販売時における店舗での展示方法や、カタログ、ECサイトへの掲載方法もある程度は考慮されているが、補助的であって、使用時の見えの方がより重視される傾向が認められる。

なお、今回の検討においては「公知意匠の参酌」は分析の対象としていないが、「使用時等における見えやすさ」と「公知意匠にはない新規な創作部分」とが、いかなる手順で評価されるのか、また、どのような比重で考慮されるのかについても、さらなる検討・議論の余地があるといえる。

3. 3 【論点3】 特許庁と裁判所の判断傾向の相違について

(1) 検討対象とした審決取消訴訟の概要

本節では、特許庁と裁判所の判断傾向を比較するため、以下の審決取消訴訟を検討対象とする。

全10事件のうち5事件において審決が取り消されていることから、これらの事件を中心に、高裁の判断と、原審における特許庁の判断とを対比した上で、前述の論点1「需要者の認定」及び、論点2「需要者の観察視点を定める上での考慮要素」について、両者の判断傾向に違いがみられるか否かを分析する。

	事件番号	原審	意匠に係る物品	特許庁	裁判所
①	平成25年（行ケ）10287	不服2012-22544号	携帯電話機	類似	非類似
②	平成25年（行ケ）10281	不服2011-3126号	人工歯	類似	類似
③	平成26年（行ケ）10163	不服2013-14651号	携帯情報端末	類似	類似
④	平成28年（行ケ）10121	不服2015-15459号	吸入器	類似	非類似
⑤	平成28年（行ケ）10153	無効2014-880018号	バケツ	類似	類似
⑥	平成30年（行ケ）10152	不服2017-18949号	電気歯ブラシ本体	類似	類似
⑦	令和3年（行ケ）10067	不服2020-11187号	インジェクターカートリッジ	類似	非類似
⑧	令和5年（行ケ）10001	無効2022-880005号	収納容器	非類似	非類似
⑨	令和5年（行ケ）10066	無効2022-880001号	瓦	非類似	類似
⑩	令和4年（行ケ）10133	無効2021-880013号	一組の自動車用フロアマット	非類似	類似

1) 特許庁と裁判所の判断の対比

まずは特許庁と裁判所で類否判断の結論が異なった事件について、両者の判断内容を対比する。

i) 非類似（特許庁）⇒類似（裁判所）となった事件

- ・⑨「瓦」事件（ポイント：中心的な需要者の認定、瓦の背面、側面形状の評価）

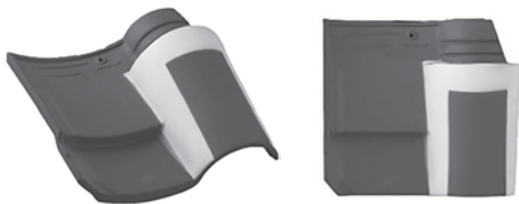
特許庁は、瓦の需要者は「瓦を用いて屋根工事を行う建設業者等や屋根工事の施主」とであると認定し、当該需要者の視点に立てば、類否判断に際しては、正面から見た形状等のみならず、全方向から見た瓦の各部の形状を評価すべきであるとして、両意匠は非類似であると判断した。

これに対し裁判所は、「瓦屋根の建築物を注文し、その所有者等となる施主こそが中心的な需要者である」とした上で、当該需要者の求める美観は、施工後の外観に係るものであると判断した。

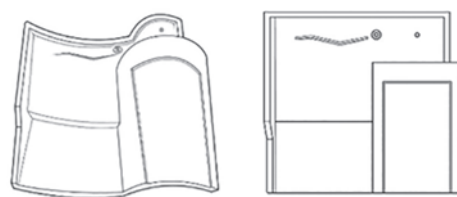
そして、建築業者、販売業者等の関与者も、最終的には施工後の外観を最も重視するものと考えられることから、施工後に看取できない構成態様（瓦の背面、側面）が意匠の類似判断に及ぼす影響は、相対的に小さいと判断した。

その上で裁判所は、瓦の表面に付されたコの字模様は、葺いた後に沖縄赤瓦風の外観を創出するものであり、看者の美感に強く訴求するとともに、新規な創作部分であると評価した。そして、看者の注意を最も強く引く形態は、両者に共通する本件コの字模様であるとして、両意匠は類似すると判断した。

▼本願意匠



▼引用意匠



・⑩「一組の自動車用フロアマット」事件

特許庁は、先行意匠に関する証拠書類（甲1の1乃至甲1の4）について、本件登録意匠の出願前に公然知られたものとは認められないとしつつ、念のため、本件登録意匠と、甲1の4（各フロアマットを正・背面から撮影した検品写真）との類否判断を行った。

そして両意匠の相違点（ $\beta 2-1$ 、 $\beta 3-1$ 、 $\beta 4-1$ 及び $\beta 5-1$ ）について、本件登録意匠では、全体の縦横及び、奥行き長さ比が明らかであるのに対し、甲1の4意匠ではこれらが不明である点が類否判断に与える影響は大きいと判断した。

さらに、相違点（ $\beta 4-2$ ：センター用マットの下辺の具体的態様）についても、甲1の4意匠では左右側面及び、平底面の態様が不明であるから、本件登録意匠と全体の形状が対比できないとし、この点も、類否判断に与える影響が大きいとして、両意匠は非類似であると判断した。

これに対し裁判所は、特許庁が甲1の4意匠のみから先行意匠を認定したのは誤りであり、甲1の1~4に表されている意匠を総合すれば、先行意匠の立体的形状を認定できるとした。

その上で、「本件登録意匠と先行意匠1との縦横奥行き長さ比の相違は、主として平面視及び側面視した際のフロアマットの厚みの相違に由来するものとみられるところ、この点は、自動車フロアマットとして装着した後は、特段美感への影響を与えるものとは認められない。…したがって、これらの相違点は、いずれも需要者が特に注目する部分とはいえない。」と判示した上で、両意匠は類似すると判断した。

なお、特許庁、裁判所のいずれも「需要者」とするのみであって、具体的にいかなる者を需要者と認定したのかについて、明示的な判断は示していない。

【本件登録意匠】

【先行意匠（甲1の4）】

運転席用正面図

センター正面図

運転席用正面図

センター用正面図



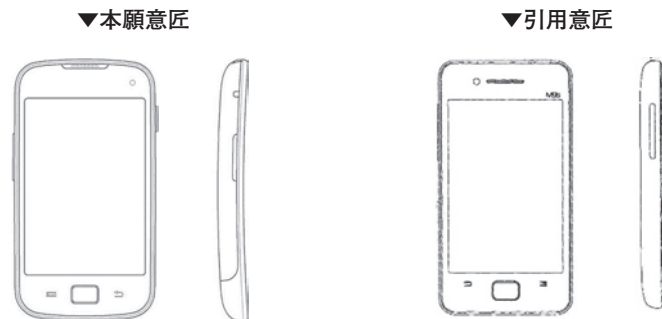
ii) 類似（特許庁）⇒非類似（裁判所）となった事件

・①「携帯電話機」事件

特許庁は、需要者について言及することなく、両意匠の共通点のうち、携帯電話機の筐体の縦横及び、厚みの比率、平底面視及び、側面視における筐体形状、正面のタッチパネルの上下にスペースを広く取った構成を、両意匠の骨格として共通の印象を強く与えるものであり、類否判断に与える影響は大きいとし、両意匠は類似すると判断した。

これに対し裁判所は、スマートフォンの主たる需要者は、「スマートフォンを選択し、購入する一般の利用者」であると認定した上で、「物品の性質、用途、使用方法に照らすと、需要者がスマートフォンを観察する際には、意匠全体の支配的な部分を占める全体の形状、及び一見して目に入り、かつ、操作の際に最も使用頻度が高いものと考えられるタッチパネル画面や機能キーを含めた正面視の形状、並びに、これらのまとまりが最も注意を惹く部分である…他方、背面及び周側の形状は、正面と比べると需要者の注意を惹く程度は弱い」と判示した。

その上で、本願意匠は全体として丸みを帯びた柔らかな印象を与えるものに対し、引用意匠は、全体としてよりシャープかつフラットな印象を与えるとして、両意匠は非類似であると判断した。



・④「吸入器」事件

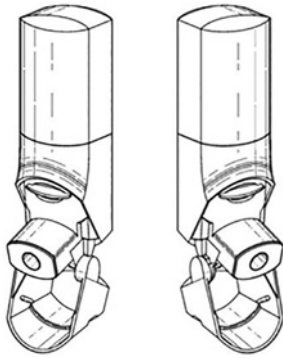
特許庁は、当該物品分野における需要者について「吸入器の構造や構造によってもたらされる機能に関する専門的知識を必ずしも備えていない需要者」とであると認定した。

その上で、「需要者が吸入器を見る場合、…まず、物品の外形状を認識すると考えられ、購入時などカバー部が閉じられた状態では、透けて見えるにすぎないマウスピース部の端部部分の態様は、需要者に強い印象を与えるものとはいえない。」として、マウスピース先端部分の相違が類否判断に及ぼす影響は限定的であると判断し、両意匠は類似するとした。

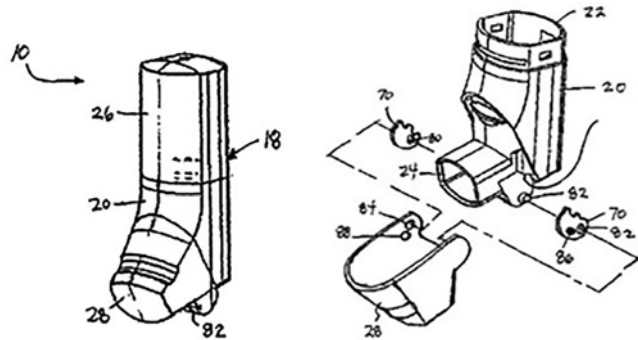
これに対し裁判所は、需要者を「当該薬剤を吸引する必要がある患者及び医療関係者」とであると認定し、「その使用方法は、本体部を持って、マウスピース部を口にくわえて、薬剤を吸引する…したがって、患者は…このような使用状況に応じて観察する…医療関係者は、患者が薬剤を適切に吸引できるよう、薬剤の性質に応じた吸引の機能を有しているか否か…という観点から、両意匠に係る物品を観察し、選択する」と判示した。

その上で、「持ちやすさや使いやすさという観点からは、吸入器全体の基本的構成態様が需要者の注意を惹く部分であるとともに、薬剤の吸引という吸入器の機能の観点からは、患者が薬剤を吸引するマウスピース部の端部の形態が最も強く需要者の注意を惹く部分であるということができ、マウスピース部の端部の形態の相違は、需要者の注意を強く惹き、視覚を通じて起こさせる美感に大きな影響を与えるものである。」として、両意匠は非類似であると判断した。

▼本願意匠



▼引用意匠



(2) 「需要者の認定」についての対比

i) 対比

特許庁と裁判所における「需要者の認定」に関する対比結果は次のとおりである。

	意匠に係る物品	特許庁（審決）	裁判所（判決）
①	携帯電話機	具体的な言及なし	スマートフォンを選択し、購入する一般の利用者
②	人工歯	歯科医等	歯科医等
③	携帯情報端末	不明（拒絶審決のため）	具体的な言及なし
④	吸入器	専門的知識を必ずしも備えていない需要者	当該薬剤を吸引する必要がある患者及び医療関係者
⑤	バケツ	具体的な言及なし	一般消費者
⑥	電気歯ブラシ本体	不明（拒絶審決のため）	電動歯ブラシを使用する一般消費者
⑦	インジェクターカートリッジ	医療従事者	具体的な言及なし（物品の類否判断のみ）
⑧	収納容器	具体的な言及なし	個人消費者
⑨	瓦	建設業者等や屋根工事の施主	建設業者等や屋根工事の施主。施主が中心的な需要者
⑩	一組の自動車用フロアマット	具体的な言及なし	具体的な言及なし

ii) 考察

- ・「需要者」の認定に違いが認められるのは、④「吸入器」事件及び、⑨「瓦」事件の 2 件であり、これらの事件においては、上述のとおり、特許庁と裁判所とで意匠の類否判断が異なる結果となっている。
- ・これら以外の事件において、特許庁（審決）は、需要者が具体的にいかなる者であるかについて明示的な認定を行っていない例が一定数含まれるのに対し、裁判所は、ほとんどの事件において、需要者を具体的に認定している。

iii) 小括

④「吸入器」事件や、⑨「瓦」事件から明らかなように、需要者の認定は、意匠の類否判断に重要な影響を及ぼす要素であるにもかかわらず、本項で取り上げた事例の範囲において把握する限り、特許庁の審判実務においては、需要者の具体的な認定が行われない例もみられる。

一方で、裁判所では基本的に、需要者が具体的にどのような属性の者であるかを特定し、需要者像を明確にした上で、その観察態様や着目点を踏まえて類否判断を行う手法が採られているといえる。

(3) 「需要者の観察視点を定める際の考慮要素」についての対比

i) 対比

特許庁と裁判所における「需要者の観察視点を定める際の考慮要素」に関する対比結果は次のとおりである。

	意匠に係る物品	特許庁（審決）	裁判所（判決）
①	携帯電話機	言及なし	物品の性質、用途、使用方法に照らすと、需要者がスマートフォンを観察する際には、意匠全体の支配的な部分を占める全体の形状、及び一見して目に入り、かつ、操作の際に最も使用頻度が高いものと考えられるタッチパネル画面や機能キーを含めた正面視の形状、並びにこれらのまとまりが最も注意を惹く部分
②	人工歯	言及なし	言及なし
③	携帯情報端末	不明（拒絶審決のため）	携帯情報端末の性質、用途、使用方法に照らすと、需要者が携帯情報端末を観察する際には、携帯情報端末の全体の形状、及び一見して目に入り、かつ、操作の際に最も使用頻度が高いものと考えられるパネル画面等の正面視の形状、並びにこれらのまとまりが最も注意を惹く部分
④	吸入器	需要者が吸入器を見る場合、物品全体の形態から認識する	持ちやすさや使いやすさという観点、薬剤の吸引という吸入器の機能の観点
⑤	バケツ	言及なし	物品の性質や用途からすれば、看者は、通常、これを正面ないし斜め上方から見る機会が多く、全体的な形状、特に外観に占める割合が大きい本体部周側面や蓋の表面における形状に着目
⑥	電気歯ブラシ本体	不明（拒絶審決のため）	電動歯ブラシの通常の使用態様に照らすと、需要者は、本体把持部の握りやすさや操作の容易さを重視し、本体把持部の全体形状に特に注目
⑦	インジェクターカートリッジ	薬液投与時の使い勝手や使用時の安全性等の観点	言及なし（物品の類否判断のみ）
⑧	収納容器	需要者は、家庭用品の収納のしやすさや、置き場所、持ち運びの観点から物品を観察すべきである。特に、把手部は実際に需要者が手に触れる部分であるから、需要者は把手部の形態や、本体部における取付け位置に着目する。そして、持ち運び中の状態においては、物品の全体が露出しており、需要者の全方向から物品を観察することとなるので、需要者は、把手部を含む物品の各部について全方向から詳細に観察を行う	需要者である個人消費者は、意匠に係る物品の性質、用途及び使用態様の観点からは、収納容器として物を収納した際の使用のしやすさや持ち運ぶ際の便利さから、物を収納して置いた際と物を収納せず、単体であるいは複数個を重ねて置いた際には、その美観等の観点から、両意匠に係る物品を観察し、選択するものといえることができる
⑨	瓦	正面から見た形状等のみならず、需要者の視点から、「全方向から見た瓦の各部の形状」を評価	需要者の求める美観は、施工後の外観に係るものであるから、建築業者、販売業者等の需要者も、最終的には施工後の外観を最も重視する
⑩	一組の自動車用フロアマット	言及なし	自動車フロアマットとして装着した後は、特段美感への影響を与えるものとは認められない

ii) 考察

- ・「需要者の観察視点を定める際の考慮要素」に違いが認められたのは、④「吸入器」事件と⑨「瓦」事件である。両事件では「需要者の認定」にも違いが認められることから、当該考慮要素の相違は、その帰結として理解することができる。
  - ・これら以外の事件では、特許庁は、⑦「インジェクターカートリッジ」事件及び、⑧「収納容器」事件を除けば、「需要者の視点を定める際の考慮要素」について明示的に言及していない。
- 一方、裁判所では、②「人工歯」事件及び、物品の類否判断のみにとどまった⑦「インジェクターカートリッ

ジ」事件を除く案件において、当該考慮要素について具体的に判示している。

iii) 小括

上記より、「需要者の観察視点を定める際の考慮要素」について、特許庁の審決においては、具体的に言及されることが少なく、その判断傾向を把握することは困難である。

一方、裁判所では、需要者像を明確にした上で、「物品の性質・用途・使用方法（使用態様）」を踏まえ、需要者がいかなる行動特性等をもって当該物品を観察するかについて、詳細な検討が行われている。

このような点からすると、裁判所は、特許庁と比較して、個別具体的な事案に即して需要者を認定し、その観察態様を踏まえて類否判断を行う傾向が強いといえる。

(4) 上記の相違が生じた要因の分析

特許庁と裁判所において、上記のような相違が生じた要因について、以下、検証を試みる。

i) 対比

まず、両者の判断プロセス及び判断傾向を対比すると、次のとおり整理することができる。

特許庁（審査）	特許庁（審判）	裁判所の判断
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願意匠と、多数の公知意匠を対比（1：多数）</li> <li>・取引の態様や使用態様が必ずしも特定されていない場合が多い</li> <li>・新規性以外の登録要件も併せて判断</li> <li>・膨大な公知意匠のデータ、大量案件を前提とした審査体制（バッチ審査）、審査の蓄積（職権主義）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類否判断の対象が特定されている（1：1）</li> <li>・取引の態様が明確化されていることが多い</li> <li>・裁判の第一審的性格</li> <li>・職権主義が支配的</li> <li>・拒絶査定不服審判は審査の続審</li> <li>・無効審判は当事者対立構造を取り、紛争の早期解決手段である一方で、行政処分である審査官の判断について第三者からの請求に基づき見直しを行う手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類否判断の対象が特定されている（1：1）</li> <li>・取引の態様が明確化されていることが多い</li> <li>・当事者の主張に基づき判断（弁論主義）</li> </ul>
<p>【プロセス（審査基準より）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①意匠の認定</li> <li>②先行意匠の調査</li> <li>③新規性を含む登録性判断</li> <li>④共通点及び、差異点を、需要者の注意を引くか否かの観点より評価</li> </ul>	<p>【プロセス（想定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①意匠の認定</li> <li>②公知意匠の参酌</li> <li>③共通点及び、差異点を、需要者の注意を引くか否かの観点より評価</li> </ul>	<p>【プロセス（想定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①需要者認定（取引に応じて具体的に）</li> <li>②物品の性質、使用態様等に基づき、需要者の注意を引きやすい部分を把握</li> <li>③公知意匠の参酌</li> <li>④共通点及び、差異点を、需要者の注意を引くか否かの観点より評価</li> </ul>
<p>【要部認定における比重（推測）】</p> <p>新規な創作部分が相対的に重視されやすい傾向</p>	<p>【要部認定における比重（推測）】</p> <p>新規な創作部分を重視しつつ、物品の性質等も考慮する傾向</p>	<p>【要部認定における比重（推測）】</p> <p>物品の性質等から導かれる具体的な観察視点を重視しつつ、新規な創作部分も評価する傾向</p>

ii) 考察

上記 i) の整理を踏まえ、上記のような相違が生じた要因について検討する。

・特許庁の審査段階では、膨大な公知意匠の中から、出願意匠と対比の対象となる引用意匠を探索し、類否判断が行われている。

また、いわゆるバッチ審査<sup>6)</sup>が採用されていること等からも明らかなように、審査の効率化や、同一の物品分野において判断にばらつきが生じないことが求められている。

こうした事情に加え、これまでの審査実務や類否判断の蓄積を踏まえると、たとえ審査官が当該物品分野の実情に精通していたとしても、従来の審査実務等から乖離した判断を、出願案件ごとに行うことには一定の限界があると考えられる。

また、出願人から積極的に開示されていない個別具体的な事情を取り込むことには、審査制度の枠組に照らしても慎重にならざるを得ないといえる。

以上を踏まえると、特許庁においては、これらの制度的・実務的制約により、対象となる物品分野において一

一般的に想定される需要者（「一般需要者」という意味ではない）を設定し、通常想定される観察視点に基づいて類否判断が行われる傾向になりがちであると考えられる。

・特許庁の審判は、裁判の第一審的性格を有するものの、職権主義が支配している。拒絶査定不服審判は、審査の続審として位置付けられることから、実務上は、審査段階で示された判断内容や判断の枠組みが、審理の過程において参照されることがある。

また、無効審判は当事者対立構造を採るものの、その本質は、審査官が行った意匠登録という行政処分について、第三者の請求にもとづき、その当否を見直す点にある。

このような制度構造を前提とすると、審判段階における「需要者の認定」や「需要者の観察視点を定める際の考慮要素」についても、物品分野内における判断の一貫性や、案件間の判断の均衡といった観点が考慮されるため、個別具体的な事情に過度に立ち入らない判断が行われる傾向があると考えられる。

・一方、裁判手続では、類否判断の対象が特定されていることに加え、弁論主義のもと、通常は、対比対象意匠に関する個別具体的な事情が、裁判当事者によって主張・立証される。

その結果、需要者がどのような者であるか、また、需要者の観察視点を定める要素が何であるかについて、裁判所が事案に即して実体的に把握しやすくなり、当該事案の具体的な状況に即した、柔軟な検討が行われやすいと考えられる。

### iii) 小括

上記の分析について、論点1及び論点2の観点から整理すると、次のとおりである。

#### ・論点1「需要者の認定」について

特許庁においては、物品分野全体を前提とした一般的な需要者像に基づいて類否判断が行われる傾向がみられるのに対し、裁判所では、当該事案に即して需要者が具体的に認定される傾向がある。

このため、一般消費財については両者の判断が一致しやすい一方、医療用品や建築用品のような専門性の高い製品や、複数の需要者が想定される製品等については、需要者の認定に違いが生じやすい。

#### ・論点2「需要者の観察視点を定める際の考慮要素」について

特許庁による審決においては、当該考慮要素が必ずしも明示されていないのに対し、裁判所においては、原則として「物品の性質、用途、使用方法（使用態様）」に即して当該考慮要素が検討・明示され、これに基づき要部認定等が行われている。

このような相違に照らすと、裁判所では、特許庁に比べ、個別具体的な事案に即して類否判断が行われる傾向が強くなり、これにより特許庁とは異なる視点での判断がなされる場合がある。

以上のとおり、特許庁と裁判所とは、需要者の認定や観察視点の把握・明示のされ方に差異がみられ、こうしたいわば認定の解像度の違いが、結果として、類否判断の結論にも影響を及ぼすことがあると考えられる。

## 4. 実務上の指針

以上の分析を踏まえ、本章では実務上の指針について検討する。

### (1) 出願時

・使用状態において見えにくい部分に特徴がある場合は、部分意匠として出願することを検討する。全体意匠として出願した場合に比べ、当該部分が評価される可能性がある。

・要部認定において、使用時に需要者が特定方向から観察する際の見え方が重要となる事情がある場合は、当該方向から見た図面等を含めておくことよい。

また、使用時の状態を示す参考図を提出し、設置状態や使用状況を明示的に開示しておくことも検討する。

・この際、先行意匠調査等を通じて、新規な創作か否かの観点からも、出願意匠の特徴点を客観的に把握しておくことが望ましい。

## (2) 中間対応、審判段階

- ・中間対応等においては、審査官等が、物品分野全体を前提とした一般的な判断枠組みに基づいて判断を行う可能性もあることも想定し、必要に応じて、需要者や使用態様に関する情報を積極的に開示し、それらを踏まえて主張立証することが考えられる。
- ・もっとも、それにより必ずしも出願人にとって有利な結論が得られるとは限らないこと、また、意見書等において個別事情を過度に特定することは、包袋禁反言の問題を生じさせるおそれがある点には留意が必要である。

## (3) 裁判段階

- ・裁判段階においては、当事者の主張立証が判断の基礎となることから、需要者を具体的に認定した上で、当該需要者がどのように当該物品を観察・使用するかについて、証拠や客観的事実に基づき、主張立証を行うことを検討する。
- ・複数の需要者が想定される場合には、中心的需要者がどのように認定されるかによって、判断の前提となる観察視点が変わり得る。

このため、いずれが中心的需要者であるか（あるいは双方の観察視点を考慮すべきか）について、取引実情等を踏まえて整理し、明確に主張立証を行うことを検討する。

## (4) 鑑定時

- ・鑑定においては、図面等を形式的に均等評価するのではなく、当該物品の取引の実情や使用状態を具体的に想定した上で、需要者が通常どのような態様で当該物品を観察するかを踏まえて検討するのが望ましいといえる。この際、使用時において見やすい部分か否かを考慮する必要がある。
- ・意匠権の有効性（新規性）の鑑定においては、本稿で示した判断プロセスの相違を踏まえた多面的な検討を試みるのが望ましい。

例えば、特許庁でなされた類否判断が、現実の需要者の観察視点から乖離していると考えられる場合には、裁判所において異なる判断が示される可能性がある。

## 5. 終わりに

本稿では、意匠の類否判断における「需要者の認定」及び「需要者の観察視点を定める際の考慮要素」という観点から、審決取消訴訟等を素材として、特許庁と裁判所の判断傾向の違いにも着目しつつ、分析・検討を行った。

本稿で取り上げた審判決例は限られており、得られた傾向を直ちに一般化するには慎重であるべきである。もっとも、実務上は需要者像・使用態様の整理の重要性が示唆されること、中長期的課題として意匠法第24条第2項の趣旨（類否判断の明確化）に照らした判断手法の整理・体系化の必要性を指摘するものである。

### (注)

(1) 本稿は、令和6年度意匠委員会第1部会における議論を踏まえて取りまとめたものである。なお、同部会のメンバーは次のとおり。西野吉徳、鷲健志、五味飛鳥、折居章、渥美元幸、増田光吉、今枝弘充、上村欣浩、若林裕介、梅澤修、箕村義勝、野崎彩子、青木覚史、福島正憲、前川素子、松本浩一、地引珠莉、笹野拓馬、森有希

(2) 平成31年（ネ）第10004号「アイマスク事件」、令和2年（ネ）第10053号「自動精算機事件」等

(3) 特許庁の意匠審査基準 第Ⅲ部 第2章 第1節 新規性 2.2.1『判断主体』には、次のように記載されている。『類否判断の判断主体は、需要者（取引者を含む）である。新規性の判断における類否判断の判断主体については、意匠法の条文上規定がなされていない。』

しかしながら、登録意匠の範囲を規定する意匠法第24条第2項において、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」と規定されていることから、新規性の判断における類否判断の判断主体も、同様に需要者（取引者を含む）とする。』

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa\\_kijun/document/index/isho-shinsakijun-03-02-01.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-03-02-01.pdf)（2026年2月20日アクセス）

(4) 以下、EU 法上の「情報に通じた使用者」概念について補足する。

欧州共同体意匠規則 (EC) No 6/2002 第10条1項は、共同体意匠の保護範囲について「共同体意匠によって付与される保護の範囲は、情報に通じた使用者に異なる全体的印象を与えないいづれの意匠をも含む」と規定する。「情報に通じた使用者」は同規定において定義されていないが、2011年 PepsiCo 判決 (C-281/10 P) において「情報に通じた使用者の概念は、平均的な注意力を有する使用者ではなく、個人的経験または対象分野の幅広い知識により特別に注意深い (particularly observant) 者を意味するものとして理解される」旨の判示がある。

(参考文献：茶園成樹「意匠の類否判断の判断主体」清水節先生古稀記念論文集 多様化する知的財産権訴訟の未来へ 日本加除出版株式会社 2023年10月6日初版)

(5) 意匠のバッチ審査とは、関連性の深い物品分野の出願を、一定期間ごとにまとめて審査する手法をいう。

(参考文献：特許庁審査第一部意匠課意匠審査基準室編「意匠の審査基準及び審査の運用」

[https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/document/chizai\\_setumeikai\\_jitsumu/08\\_text.pdf](https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/document/chizai_setumeikai_jitsumu/08_text.pdf) 2026年1月10日アクセス)

(原稿受領 2026.1.19)